

災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について

理 事 長 裁 定
制定 平成 28 年 3 月 31 日

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第 12 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度の災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の臨時措置について次のように定める。（平成 29 年度入学者選抜受検者を対象とする。）

- 1 国立高等専門学校に入学を志願する者で、その主たる家計支持者が平成 28 年度に災害救助法の適用があった地域に居住していて被災した場合には、被災日以降に出願手続きする入学者選抜においては、検定料免除申請書に災証明書等（居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明する書面）を添えて提出することにより、検定料を免除する。
なお、既に支払った検定料については、還付の申し出により返還することとする。
- 2 この裁定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度入学者選抜が終了した時に、その効力を失う。